

青森県報

第二千三百十四号

平成十六年
四月十四日
(水曜日)

目次

告 示

生活保護法による指定医療機関の休止の届出……………	(健康福祉課) …… 一
生活保護法による指定医療機関の廃止の届出……………	(同) …… 一
生活保護法による指定医療機関の再開の届出……………	(同) …… 一
生活保護法による管理美容師の講習会の指定……………	(保健衛生課) …… 二
美容師法による管理美容師の講習会の指定……………	(同) …… 二
証紙売りさばき人の業務の廃止の届出……………	(出納課) …… 二
証紙売りさばき人の指定……………	(同) …… 三
公 告	
政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況の公表……………	(総務学事課) …… 三
大規模小売店舗の立地に関する意見の概要……………	(経営振興課) …… 三
右 同……………	(同) …… 三
地籍調査の成果の認証……………	(農村整備課) …… 四
県有地の売却に係る一般競争入札……………	(港湾空港課) …… 四
教育委員会	
特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示……………	(県立図書館) …… 五
右 同……………	(総合学校教 育センター) …… 五

告

示

青森県告示第二百八十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から休止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成十六年四月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	休止年月日
北村歯科	八戸市上徒士町二の二	平成一六・三・二六

青森県告示第二百八十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成十六年四月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	廃止年月日
相馬内科医院	青森市橋本三丁目一九の二一	平成一六・三・三

青森県告示第二百八十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から再開した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成十六年四月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

青葉歯科医院	青森市里見二丁目八の三六	再開年月日
		平成一六・四・三

青森県告示第百八十六号

理容師法（昭和二十二年法律第二百三十四号）第十一条の四第二項の規定による管理理容師の講習会を次のとおり指定したので告示する。

平成十六年四月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 主催者の住所及び名称
東京都港区虎ノ門二丁目二六の五
財団法人理容師美容師試験研修センター
- 二 開催日時及び場所

日 時	場 所
平成十六年六月十四日（月）、六月二十一日（月）、六月二十八日（月）の三日間の午前九時から	青森市橋本二丁目二の二五 青森県教育会館

- 三 受講対象者
理容師の免許を受けた後三年以上理容の業務に従事した者
- 四 受講申込書の提出先
青森市堤町二丁目一の二
財団法人理容師美容師試験研修センター青森県支部
- 五 受講料
一万四千元

青森県告示第百八十七号

美容師法（昭和三十三年法律第六十三号）第十二条の三第二項の規定による管理

美容師の講習会を次のとおり指定したので告示する。

平成十六年四月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 主催者の住所及び名称
東京都港区虎ノ門二丁目二六の五
財団法人理容師美容師試験研修センター
- 二 開催日時及び場所

日 時	場 所
平成十六年六月十四日（月）、六月二十一日（月）、六月二十八日（月）の三日間の午前九時から	青森市橋本二丁目二の二五 青森県教育会館

- 三 受講対象者
美容師の免許を受けた後三年以上美容の業務に従事した者
- 四 受講申込書の提出先
青森市堤町二丁目一の二
財団法人理容師美容師試験研修センター青森県支部
- 五 受講料
一万四千元

青森県告示第百八十八号

次の青森県収入証紙の売りさばき人から平成十六年三月一日をもって青森県収入証紙の売りさばきの業務を廃止した旨の届出があった。

平成十六年四月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

売りさばき人の住所及び氏名

上北郡上北町中央南二丁目三の三四

蛭名 正徳

青森県告示第二百八十九号

青森県収入証紙の売りさばき人を次のとおり指定したので、青森県証紙条例（昭和三十一年四月青森県条例第十号）第九条の規定により告示する。

平成十六年四月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 売りさばき人の住所及び氏名

上北郡上北町中央南二丁目三二の一四一

蛭名 正仁

二 指定年月日

平成十六年四月十四日

三 売りさばき場所

上北郡上北町中央南二丁目三二の一四一

公 告

政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況の公表

平成十六年一月から同年三月までの間の政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況の概要を次のとおり公表する。

平成十六年四月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

政府調達に係る苦情の申立てはなかった。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により市町村から聴取した意見及び同条第二項の規定により述べられた意見の概要について、同

条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成十六年四月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ユニバース新小中野店

八戸市小中野三丁目二四の七二外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社ユニバース

八戸市大字長苗代字前田八三の一

三 代表取締役 三浦 紘一

八戸市の意見の概要

夜間は、平面駐車場においても、住宅に隣接する場所への駐車は禁止とすることが望ましい。

四 大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者の意見の概要

意見書の提出なし

五 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営振興課及び八戸市庁

2 期間

平成十六年四月十四日から同年五月十四日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、八戸市庁にあつては、その執務時間内とする。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により市町村から聴取した意見及び同条第二項の規定により述べられた意見の概要について、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成十六年四月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ユニバース根城店

八戸市根城四丁目一〇の一

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社みまん

八戸市大字長苗代字前田八三の一

代表取締役 三浦 紘一

三 八戸市の意見の概要

夜間は第三駐車場においても、住宅に隣接する場所への駐車は禁止とすることが望ましい。

四 大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者の意見の概要

意見書の提出なし

五 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営振興課及び八戸市庁

2 期間

平成十六年四月十四日から同年五月十四日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで
ただし、八戸市庁にあつては、その執務時間内とする。

~~~~~  
地籍調査の成果の認証

青森市及び八戸市が行った次の地域に係る地籍調査の成果について、国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により認証したので、同条第四項の規定により公告する。

平成十六年四月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

|      |     |     |
|------|-----|-----|
| 市町村名 | 大字名 | 小字名 |
|      |     |     |

青森市

花園二丁目  
花園二丁目  
佃一丁目  
松森一丁目

八戸市  
白銀町の一部  
湊町の一部

~~~~~  
県有地の売却に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の六の規定により公告する。

平成十六年四月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項
次に掲げる土地の売却

所在地	地目	地積
八戸市豊洲三の一三	雑種地	六、六〇〇・〇〇平方メートル

二 予定価格
一億三千三百万円

三 入札に参加する者に必要な資格
地方自治法施行令第六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

四 売却する物件を示す場所
八戸市豊洲三の一三

五 売却する物件の地積測量図等の書面及び契約条項を示す場所
青森市長島一丁目の一

青森県土整備部港湾空港課

六 入札及び開札の場所及び日時

1 場所

青森市長島一丁目一の

青森県庁 南棟八階B会議室

2 日時

平成十六年五月七日 午後一時

七 入札保証金及び契約保証金の額

契約金額（入札保証金にあつては、一般競争入札に参加する者の見積もる契約金額）の百分の五以上に相当する金額

八 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内

九 代金の納入期限

土地売買契約書により定めた納入期限までに納入する。

十 その他

1 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

2 当該物件については、用途を指定し、十年間の買戻し特約を付す。指定する用途

保管施設用地、流通施設用地、旅客施設用地、港湾関連業務施設用地、福利厚生施設用地、作業基地用地、港湾交流施設用地、港湾文化施設用地、情報通信施設用地、国際業務施設用地及び以上に付随するものとする。

3 平成十六年四月二十八日午前十一時から、八戸市豊洲三の一三において現場説明を行う。

教 育 委 員 会

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成十六年四月十四日

青森県立図書館館長 中 島 邦 夫

一 特定役務の名称及び数量

電子計算組織等の賃貸借一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県立図書館

青森市大字荒川字藤戸一一九の七

三 契約の方法

随意契約

四 契約の相手方を決定した日

平成十六年四月一日

五 契約の相手方の名称及び住所

日立キャピタル株式会社東北法人営業支店
宮城県仙台市青葉区一番町二丁目一〇の一七

六 契約金額

六千七百四十三万五千二百円

七 随意契約の理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十条第一項第二号の規定を適用したものである。

八 契約の相手方を決定した手続

予定価格の範囲内の価格による見積りであったので、契約の相手方としたものである。

~~~~~  
特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成十六年四月十四日

青森県総合学校教育センター所長 齊 藤 勉

一 特定役務の名称及び数量

電子計算組織の賃貸借一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

- 青森県総合学校教育センター  
青森市大字大矢沢字野田八〇の二
- 三 契約の方法  
随意契約
- 四 契約の相手方を決定した日  
平成十六年四月一日
- 五 契約の相手方の名称及び住所  
富士通リース株式会社  
東京都新宿区西新宿二丁目七の一
- 六 契約金額  
四千四百二十万三千六十八円
- 七 随意契約の理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十条第一項第二号の規定を適用したものである。
- 八 契約の相手方を決定した手続  
予定価格の範囲内の価格による見積りであつたので、契約の相手方としたものである。

(発行所・発行人)  
青森市長島二丁目一番一  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町二丁目番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭